

多様化する救助事象に対応する救助体制のあり方に関する 高度化検討会（救助人材育成）の提言（案）

令和5年2月●日

- 1 消防庁は、「救助人材育成ガイドブック」、「訓練効果を高めるための救助訓練指導マニュアル」及び動画の活用について積極的に周知するとともに、引き続き全国の救助隊長及び救助隊員の育成に関する実態、課題及びニーズの把握に努め、必要な見直しを行いながら、時代に即した救助人材の育成について、検討していくこと。また、消防大学校と協働して、救助人材の養成及び育成に努めること。
- 2 消防本部は、救助隊長の育成について組織的な支援体制を構築し、「救助人材育成ガイドブック」、「訓練効果を高めるための救助訓練指導マニュアル」及び動画を積極的に活用すること。また、消防本部の実状に応じて、さらに具体的かつ効果的な育成施策を実施・展開するよう努めること。また、各都道府県等消防学校においても、積極的な活用に努めること。
- 3 救助隊長は、「救助人材育成ガイドブック」、「訓練効果を高めるための救助訓練指導マニュアル」及び動画を積極的かつ常に活用して、日々自己研鑽するとともに、救助隊の能力を高めるとともにそのための環境を整えること。また、組織による支援を受けながら、前向きな姿勢を持って救助隊長としての役割と責任を果たしていくこと。
- 4 救助隊員は、まずは救助隊の一員として日々、基本的知識及び技術の習得に努め、その上でさらなる高度な知識及び応用技術の習得に励み、自らの役割を十分に果たすこと。また、自ら考え、自律性ある行動と救助隊長へのフォローシップを発揮して救助隊の能力向上に貢献すること。